記述回答結果

【属性参照】

- 回答左端列（＜Ｎｏ＞）は個別サンプルごとの集計番号。
- 各サンプルの属性は右３列に調査票の選択肢の番号（事業者・団体の別は集計都合で付与）で表示。下記を参照のこと。

◆ **事業者・団体の別**

１．事業者	**２．団体**

◆ **業種**

１．水産・食品	**２．建設・住宅**	**３．繊維・衣料**	**４．化学・石油**
５．電機	**６．輸送機器**	**７．精密機器**	**８．その他製造業**
９．百貨店・スーパー・量販店		**10．その他流通・商業**	**11．金融・保険**
12．電力・ガス・電話		**13．運輸・旅行**	**14．その他**

◆ **販売形態**

１．自社が直接消費者に販売している。
２．子会社や関連会社を通じて消費者に販売している。
３．他社の流通業・サービスを通じて消費者に販売している。
４．企業相手の営業で直接消費者との関連はない。
５．その他

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
1	借地借家計画において、契約時の一時金の授受は、商習慣として、過去の裁判例を見ても、認められていた。関東方式の礼金、関西方式の敷引き等に、どのような影響があるのか、消費者契約法の裁判例を見て、改定の必要があれば、改定したいと考えている。	消費者契約法については、本会の会員よりの問合せも少なく裁判に至っている事もない為、影響は無い様に思われるが、今後、裁判例が増えていくなかで、業界として、何か取り組まなければならない事柄があるかもしれないので、注視はしている。	消費者の利益を一方的に害するものは無効という様な項目があったと思うが、裁判例を待たなければ、判断のつかない所があるので、この法律に基づく裁判が起きた時は公開してほしい。	2	2	4
4		保険業法には重要事項の説明義務が定められており、従来からその遵守を本会の規範としているので。		2	11	5
10	末端製品を製造していない為。	末端製品を製造していない為。		1	4	4
17	消費者向最終製品の扱いは殆んどない為。	消費者向最終製品の扱いは殆んどない為。		1	10	4
26		特にクレームが増加した訳ではないため。		1	5	2
31	消費者と直接契約をする事はあり得ない。間に流通業者や工務店が介在し、当社としてはショールーム等で相談を受けるだけである。			1	8	3
33		最近はショールーム展開が活発で、実物を見る機械が増え、またインターネット等で細部までのチェック（事前チェック）がエンドユーザー側からも可能となっており、商材自体には問題なく、さらに商取引契約にもエンドユーザーが詳しくなった為。（ただし高齢者の保護は必要）		1	10	3
42	消費者との直接的取引がないため。	消費者との直接的取引がないため。商社を経由して消費者へ販売しているものが一部あるのみ。		1	4	4
43	消費者との直接契約が無い為。			1	8	3
48	直接取引がほとんどない為。	商品の性格上その様に考えられる。		1	3	3
51		消費者の信頼を得るチャンスとして活用できる。		1	10	1
52		個人消費者との取引は皆無に近い。		1	8	4
53	当社は部品メーカーのため、一般消費者向け販売は直接、間接になない為。	一般消費者向けの販売がないため。		1	7	4
65		企業向がメインだから		1	14	4
69	消費者契約なし			1	14	5

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
76	特に必要とは考えない。			1	5	3
78	個人販売ではなく企業向生産財を受注生産しており、ほとんどが契約者側の約款に基づく為			1	8	4
82	契約者にとって不当な契約条項はもともと含まれていないと判断されるため	サギ的商法が通用しなくなったと考えられるため		1	14	4
83	当社は建材卸売会社で、販売がすべて業界のプロであるため特に商品の説明に必要がなかった。			2	14	4
84		申入れのあった事項については、商品企画等の時点で、念頭に入れ業務を行っている。		1	3	3
86	消費者契約そのものが存在しない（必要ない）	個人向けの商品はほとんど扱っていない。 消費者契約そのものが存在しない（必要ない）		1	4	4
88	対消費者製品が少ない	消費者向け製品が少ない		1	8	4
89	消費と直接契約を締結する業務は行っていない。		電子商取引等の拡大が予想され、一層消費者保護の考え方を定着させてほしい。	2	14	3
92	直接末端市場と関係していない			1	-	4
93	現状の営業内容は一般消費者を対象とせず、企業間取引では、従前より厳しい債務履行責任が荷せられているため。	現状の営業内容は一般消費者を対象とせず、企業間取引では、従前より厳しい債務履行責任が荷せられているため。		1	8	4
95	消費者向けの事業を行っていない為。	対消費者での事業を行っていない為。		1	13	4
96		直接消費者と対応するケースが少ない。		1	10	3
98	消費者との直接契約業務では無く、店舗型販売業である。また、消費者に取引のリスク的要素はほとんどない。ただ、関係資料などあれば欲しい。			1	10	1
100	対応が出来ているため。	特に変化は見られないため。		1	10	3
101	消費者との直接契約はもともとないから。			2	13	4
102	最後消費者との直接販売が無く、企業への販売であるため。	最後消費者との直接販売が無く、企業への販売であるため。		1	4	4
109		消費者保護が厚くなって、事業者が真面目に、真摯に善意を持って説明義務が生じると思うし、従来より、会社の方針として対応してきたことが認められると思う。		1	10	3

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
113		基本的に BtoB の商取引が主流であるため		1	5	4
115	消費者契約が無い			1	8	4
116	消費者契約自体が存在しない。			1	4	3
119	消費者契約の内容については、事業者が個別に定めているため。	消費者に契約内容を十分説明し、消費者が納得した上で、契約しているため。		2	14	5
120		同業界の全体のレベルが向上し信頼される為。		1	14	1
121	当連盟では直接消費者）との契約関連業務はない。	独自に消費者契約関連事業は行っていない。		2	14	-
124	法に抵触する恐れはないと判断した。	この法に抵触するような契約方法をとっていない。		1	3	3
126	営業活動の中で消費者と契約者と締結する事がない為、お客様との会話の内容やオペレーションを見直したが問題はなかった	営業活動が従来と変わりなく実施されている為		1	14	1
127	直接消費者との接解がないので、契約書自体がない。	直接消費者との接触がないせいか、従来とあまり変化がない。		1	10	3
128	消費者契約はない			1	14	4
130	直接消費者と契約を締結する業務、部署はない。			1	3	4
131		ユーザーからの変化がないため。		1	8	3
135	直接消費者と契約することはほとんど無く、ＯＥＭ契約、特約店契約等主体の為、特に見直しはしていない。	従来と同じと考えている。		1	5	4
136		消費者契約法のみによる影響が明らかでないため、特に影響はないものと回答した。		1	12	1
140		当社業界は、消費者契約自体が重要でない。		1	4	1
141	店舗での外食業につき、問のようなことはない。	現金販売につき特に問題はない。		1	14	1
144	当社の製品販売先は全て商社となっており、問題はない	直接消費者との取引はない。PL 法上の場合と異なる		1	8	4
147	事業所サービスのため。	事業所サービスのため。		1	14	4
149	保証書の項目内容を明確にした。			1	2	1
150		消費者保護の立場から、いいかげんな悪質業者は減少する。		1	14	2
158		業種・商品がホールセール的なものであるため。		1	2	4
160	企業相手の営業のみだから	企業相手の営業のみだから		1	14	4
161		生産設備のみを販売しているので		1	10	4
162	一般消費者には直接販売しない為			1	10	3

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
167		苦情・問い合わせの内容と受付件数の増減傾向から。		2	10	1
171	当社は直接消費者との関連はない	当社は直接消費者との関連はない		1	2	4
172	直接消費者との契約による事業展開が少ない。事業構造のほとんどが、業務用（業界法人相手）となるため。			1	1	3
173	一般消費者との取引することがない。			1	4	4
174	個人消費者を相手方とする営業はほとんど行っていないため	個人消費者を相手方とする営業はほとんど行っていないため		1	8	4
178	契約条項特にない			2	14	-
179	今後必要に応じて、検討してゆく。	消費者の意見をきく良いチャンスと考える。	広く知らなかったが、インターネットで法律を改めて知り、今後の活動の糧にしたい。	1	4	3
180	一般消費者向けの事業は行ってない為。			1	2	4
182	消費者に直接関係しておらず、会員に内容説明のみのため。			2	14	4
184	一般消費者を対象とした事業は行っていない。			1	8	4
186	団体としてモデル契約を制定していない。			2	-	-
187	消費者向け事業は行っていない。			1	8	4
189		弊社の事業は店頭での物品販売であり、格別のサービス契約等を結ぶビジネスはほとんど行っていない。		1	10	1
190	消費者との取引がない。	消費者との取引がない。		1	3	4
195	標準旅行業約款の中の第六章責任第23条2項。手荷物の損害について 15 万円を限度としていたが 当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。」と追記した。	不利益事実の不告知を重要事項以外に拡大解釈している。	前に経企庁が作った消費契約法のQ&A は内容に理解できない点が多く改訂版の作成を望む。特に施行後の判例等あれば具体的に資料出して欲しい。	2	13	1
196	法の範囲内であると判断したため			1	14	1
203	・各種クレジット契約の遅延損害金利率の引き下げを実施済み。・他の事項について、蒸気問 9-⑤のとおり。	元々、割賦販売法などの個別業法の規制を受けており、これらに対応としてきた。		1	11	3
207	直接消費者と契約する場合がない			1	10	3
209		消費者向け取引が少ない		1	5	3
211	消費者と直接契約書を取りかわす必要がない為			1	3	3
212		加盟各社の業務実態等により異なるものと思われるため		2	14	5

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
216		企業内の意識徹底を図ったが、それ自体が事業へ影響するものではないと考える。		1	11	1
222		契約相手の属性について慎重に対応せねばならない。		1	11	1
223		従来の契約で特に問題はなかった。		1	5	3
224	約款、モデル契約等は存在しないため			1	10	1
226		当社の商品は一般消費者向けではないため。		1	4	4
227	卸売業で直接消費者と対応しない			1	10	4
231		店頭販が原則であり、従来からトラブルは皆無に近い。		2	10	1
233	新築・リフォーム請負契約書、約款等の見直し	消費者がまだ理解していない		2	2	-
236	遅延損害金利率を変更した（年率18.25%→年率14.6%）	従来から、消費者保護を重視し、消費者契約法の精神に則った営業活動を実施している。		1	11	1
239	企業相手の営業である	企業相手の営業である		1	4	4
241	不当な条項が見当たらなかったため	同法に触れる活動等は行っていない。消費者の過剰反応は特に聞いていない。むしろ、欠陥隠しなど他の要因による苦情の増加あり。	適切に消費者を保護し、過保護にならない枠組みであること。	1	5	5
242		契約締結の過程におけるトラブルやクレームは、以前から少なかった。		1	6	3
246	消費者からのクレーム等について、相談室を設置（フリーダイヤル）し対応。社内ではクレーム処理に対するマニュアル化を行い、毎年一回マニュアルの検討を行っている。			1	9	1
249	消費者契約法は金融商品の販売だけでなく、物品やサービスなど消費契約すべてを対象としているが、投資信託においては、商品についての説明義務や勧誘方針の策定を義務付けている金融商品販売法に則ったガイドラインの策定で充分と判断した為。			2	11	5
253	当社の商品性から消費者と契約上のトラブルは発生しにくい。			1	1	3

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
258		当社は通信販売以外には直接消費者との取引はない。事業者（当社）の不適切な行為は全くないのでトラブルはない。		1	1	3
261		本法施行以前から銀行法等に基づきお客様への情報提供や商品内容等の説明を厳格に実施しているため。		1	11	1
268			電話セールス、勧誘の全面禁止を盛り込む。	1	1	3
269		消費者契約法に関して問題となった事例は生じていない。		1	6	2
273			消費生活センターの相談事例が判例と定期的に関係してない。	1	14	1
274	消費者契約法の対象となる取引がないため。			1	1	3
275	消費者契約法９条２項の利息制限法の適用において調整した。法令違反ではないが誤解を招かないようにした。			1	11	5
276	業種的に消費者契約法に低触しない。			1	9	1
278	・PL 法に対応して警告ラベルのチェック、勧誘広告表示のなきよう留意している。	当社の製品の多くは直接消費者に販売しているケースが少ない。		1	8	2
279		施行前と特に変化はない。		1	9	1
282	企業相手の事業内容の為契約そのものが無い。	末端消費者からの声が入ってこない。		1	3	4
284	直接消費者との取引がなく契約モデルを持っていないから。	消費者と直接取引きがないため。		1	6	4
286	消費者契約法に該当するような、契約行為・商行為を業としていない。	消費者契約法に該当するような契約行為・商行為を行っていない		2	14	5
287	企業以外の一般消費者への販売はしていないため。	悪質事業者を排除する効力が同法にはあると考えるため。		1	6	4
288	特に抵触するものはなかった。			1	5	4
293	一般消費者向け製品がない。		一般消費者への PR。	1	14	4
295	現行モデルで特に問題ないため。			1	2	1
297		消費者契約法を逆手に取った悪質消費者の増加が懸念される。		2	2	5
302	銀行取引約定書の改定。			1	11	1
305		同法施行前より、消費者等に十分配慮した対応を行っており、法律施行による影響は特にない。		1	11	1

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
307		法人向製品及び営業が大半を占めている為。		1	5	4
309	一般消費者と直接取引をしていないため。			1	1	4
311	消費者との直接契約は通常発生しない為。			1	1	3
312		消費者（個人）との取引が無いため。		1	7	4
315	当社の製品（設備機械等）は、消費者を対象としていないため。	当社の製品（設備機械等）は、消費者を対象としていないため。		1	8	3
316		消費者の意識の高まりと、販売している保険商品の多様化等から、消費者からの照会・苦情は増加傾向にあるが、消契法施行による影響とは考えていない		1	11	1
318		以前から、法令等の遵守や、契約者への説明を徹底するよう指導している。		1	13	1
326	一般消費者に直接製品を販売することはない。			1	8	4
327	当社は企業向製品、商品を扱っており、消費者向は行っていない。	消費者向けの製品がない。		1	5	4
330	消費者の方との直接取引を行っていない。	当社の事業活動は、消費者と直接取引をするものではないので。		1	1	3
331		消費者契約を必要とする業務をほとんど行っておらず、また契約法施行以前においてもトラブルが生じたことはないため。		1	8	4
337	対象が官公庁、法人のため。			1	2	4
341	一般消費材であるｺｰﾋｰの販売につき、契約書の取り交わし等は行っていない。また、一部通販での販売があるが、通販法を遵守し販売を行っている。			1	1	1
342		契約の解除等消費者保護の観点から見ても、企業にとって法令遵守は必須であり、必然的にそのような企業が増えてきている。		2	11	1
345	一般消費者との取引なし。	一般消費者との取引なし。		1	6	4
354		従来から宅建業法により、重要事項の契約前の説明等の規定があり、消費者契約法の主旨と同じ様な事業活動を行っていた。		1	10	3

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
356	事業者向け選択肢に記載の通り、卸売市場法・東京都中央卸売市場条例で規定されている。			1	10	4
359	PL 法については対応を準備したのが、消費者契約法については個人消費者との契約がないため取組みを行っていない。	対メーカーに対する納入が主であるため個人の顧客に販売することがないため。		1	8	4
362	消費者契約はない。			1	5	4
363	中間資材が営業品目で、直接一般消費者へ販売していない			1	8	4
366	特定商取引法への対応は行った。			1	14	1
368	店頭では、原則解約対応を実施している。ネット販売は2000 年 9 月から実施した為、2000 年 4 月の内容は織り込んだものでスタートした。			1	10	1
370	受注によるため契約条項はお互いの了解のもとで行うため、発注者側の方が優位な条件となる内容がほとんどである。	消費者契約に関するトラブルがないため。		1	2	5
373	消費者向の商品を取扱っていない為。			1	10	3
375	1.当社のビジネスのほとんどは BtoB であること。 2.個人を対象として販売することがあっても商品単価が低いこと。			1	8	4
377	当社の主力製品はプロフェッショナルユースの通信機、その他の製品であり、一般消費者への販売なし。	当社製品はプロフェッショナルユースの通信、電子機器であり顧客も、官公庁もしくは企業のみであり一般向け製品はないため。		1	5	4
381	直接消費者に関する製品ではなく対企業になるので。			1	1	4
386	消費者契約法を受けてではなく、金融商品販売法の施行等もあり、取引のあり方は随分見直している。			1	11	1
387	顧客が一般消費者ではない為直接的に法の適用を受けない			1	5	4
391	インターネットショッピング運営規約について利用者に損害が発生した場合に商品代金の 2 倍を上限に責任負うこと、また、損害の発生原因が当社の故意・重過失による時は、上限なく全ての責任を負うとした。	・従来からの法の精神と大きく異なる事業姿勢をとっていなかったため。 ・消費者との直接契約が少なかったため。		1	8	5

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
395		PR 不足だと思う。		1	10	4
396	直接消費者に当方から販売に出向くことが無い。	直接契約がない。		1	8	4
398	契約条項については業界ルールがあり、勝手に改定ができない。	施行後１年未満では図りかねる。影響あるとすれば、１年経過以降と思われる。		1	11	1
399	消費者契約法に抵触するような契約条項がないため。	同法の施行前から、求められる対応が出来ていた。		1	11	1
400	随分前の事で、具体的な事をハッキリと覚えていないが、当社の行っている賃貸仲介業務にかかっている宅建業法のしばり、及び行政の指導の方が厳しいという印象を持っている。但し、お客様相談室と、法務で影響を検討した。	不動産賃貸仲介業にとって最も重要な事はお客様の信頼であり、物件案内、重要事項の説明という経過を経て契約に至るプロセスに瑕疵があれば契約解除の要件になるので、現行の宅建業法、行政指導の方が厳格と考える。		1	10	5
403	契約そのものが必要のない業種。			1	13	4
405			消費者とは接しないのでわからない。	1	8	4
406	対事業者契約が主であり、直接の消費者との契約品目を取扱ってはいない。	対事業者契約が主であり、直接の消費者との契約品目を取扱ってはいない。		1	5	4
408	直接消費者への販売は行っていない。			1	10	4
410	メーカーなので、契約条項を伴なう販売をしていない。			1	1	3
411	事業者団体として作成しているモデル約款・モデル契約はない。	保険監督法である保険業法において、保険契約者等の保護の為の規定が設けられており、従来から各損害保険会社ではこの規定に沿って事業を行っている。保険業法の規定は、基本的には消費者契約法の趣旨を包含するものであり、保険業法の遵守が消費者契約法の遵守につながるものであることから、消費者契約法の施行によって保険事業に特段の問題はないものと考える。	法律の隙間を埋めるような「消費者にとって望ましい取引慣行」を事業者団体として構築できないかと常々思っている。しかし、独禁法の壁があり、事業者団体がこうしたことを行うことには躊躇する面がある。一方、当金融分野は行政の監督を前提としており、行政を補完する役割を独禁法との調整をした上で、事業団体が弾力的に担える仕組が必要なのではないかと考える。	2	11	5
414		常に消費者の立場にたって業務を行っているため。		1	10	1
415		締結する事業者が消費者契約法を意識して事業を営むようになった。		1	14	3
416		実行している。（努力している）		1	7	4
419	消費者と直接契約するケースは稀である			1	7	3
423	消費者契約は使用していない。（取扱商品の内容から、直接ユーザーと契約することは無いから）			1	4	2

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
427	必要ないから。			1	9	1
432	原材料メーカーにつき、直接消費者との関連が無い為。	原材料メーカーにつき、直接消費者との関連が無い為。		1	4	4
435	事業者相手の営業であるから。			1	14	4
446	消費者の利益を一方的に害する条項と判断されかねない契約条項の改定。	本法施行前から消費者重視の営業体制としている。		1	11	1
449	地方自治体の約款を使用している為改定の必要性がないと思っている。	法律に従った処理ができるから。	苦情処理担当者で行っている。悪質な者の取締りの不十分さがあるように思う。早い内に芽をつむことを期待する。	1	14	2
450	当社の場合は、官庁・自治体向け、法人向け販売が対象なので、対消費者と直接契約を結ぶ事はほとんどない。	当社の場合は、官庁・自治体向け、法人向け販売が対象なので、対消費者と直接契約を結ぶ事はほとんどない。		1	10	4
451	特に必要性を感じない。			2	11	4
454	個人消費者向けの販売はほとんどない。	個人消費者向けの販売はほとんどない。		1	10	4
456	個人消費者でなく事業者に対して販売している。	PL 法にしてもそうだが、ほとんどの企業はやるべき事は実行している。ところが、法をたてにクレームをつけてくるのは「ある筋」の人がわざと結果を起こして主張してきていると思われるケースが多い。規定を定めるだけでなく、あるべき姿のオペレーションができる体制作りが必要では。	法規の制定も制定だが、法の趣旨に従った健全な運用がされること（ex. 相談窓口を設けて指導ができる等、末端の公務所に相談に行くと、法の趣旨・常識を逸脱した指導があっても困る）を望む。とかく運用の歪曲が目につく。営業の自由と消費者の権利の均衡が失しないように。	1	4	4
458	既存の契約で消費者契約法に対応できているため。			1	13	1
459	開示事項を明確にした。		消費者契約において誠実に対応している会社とそうでない会社が同一業界に多数混在している場合、問題が発生した際、業界全体のイメージをとらえられる傾向にあるため、どのようにすれば、自身の会社が他社と差別化していれるのかが課題となっている。	1	13	5
460	遅延損害金14.6％の注意喚起	悪質クレームの懸念		2	2	-
462	直接個人消費者との取引はないため	直接個人消費者との取引なし		1	14	4
468	消費者への直販がないため			1	4	4
469	説明会にて得た知識では、当社の場合、この法に抵触する可能性はほとんどないと判断。	医家向け医薬品の販売業として、該当法は当然（以前からの契約方法で）クリアできると判断している		1	4	4
471	当社は各個別企業と契約書を取り交わしている為			1	10	4
472		販売先が一般消費者でなく、特定先である法人先）		1	8	4

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
473	卸売業で直接的に消費者に販売していない為。			1	10	4
475	消費者契約はない			1	6	4
476		従来より 消費者の苦情処理・トラブル予防について、万全の体制を整えるよう努力しているため。		1	10	1
479		本法は基本的に悪質業者の排除を目的とするものであり、会社の消費者対応に大きな影響はない。ただ本法に過大に期待しすぎる消費者が増えたのは事実	行動規範としてより浸透させるためにはシンプルで理解しやすいシステムがベスト。その意味で各種業法を廃止し、消費者契約法に一本化の方向で整備されたい。	1	2	1
480	消費者と直接契約をすることがないため、約款・モデル契約等は作成していない。			1	1	3
485	クーリング off についての見直し。情報開示内容についての見直し。	悪意を持って事業を行っていなければ、対応内容に変化はないため		1	14	1
497	消費者を対象とする契約がない	消費者を対象とする契約がない		1	8	4
503	一般消費者向けの製品ではなく、業界内での販売である。契約法に抵触すると思われない。商品の取扱い方法 能力について充分な説明をした上で販売をしているし、商品のアフターサービスも行っている。	業界向けの特殊な製品である		1	14	4
508	特別の契約規定はない	従前から指導してきている		2	13	5
510	修理品預り時点での免責項目記載法	法に関する苦情案件が無い		1	9	1
511	エンドユーザー相手ではないため			1	5	4
512		従前から取組んでいるため		1	11	1
516	消費者との契約は発生しないため。（すべて企業間取引）			1	7	4
519	社内調整には時間を要するため	消費者向け事業の割合が小さい（全体に対して）		1	3	3
523	当社製品は製造工程でされるものであるため、一般消費者に対する不当な勧誘が営業活動を適して行われる可能性がない為	どのような場合に契約が取消されるか（要件）を知っている		1	3	4
525	携帯品についての損害補償について、従来の 15 万円限度を、当社の故意又は重過失がある場合を除くとした。			1	13	1
526	消費者契約の対象となる業務を行っていない。法の施行に関わらず顧客重視の体制を徹底している	消費者の意識向上により、製品選定と供によりよい業者選定ができるようになると期待する		1	8	4

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
532	必要性がない。	商取引上守るべき義務を遂行している一般企業には影響がないのではないかと考える。		1	10	3
538		従前から消費者への配慮については留意してきたから。	当団体を含め、業界あげて消費者保護のための継続的な取組みが必要と考える。そのためにも、簡易な従業者向けマニュアルなどを作成し、業界を通じて広く配布してほしい。	2	2	-
540	宿泊約款の見直し			2	14	-
543		現状大きな影響はないが、今後、当業界に関する判例がでた時点での影響は予測つかない		2	10	-
545	当社の事業に直接関連しない為	当社は製造業であり、影響はなかった。		1	5	4
551	消費者契約法の定義する「消費者」と直接取引がない為			1	8	4
554	特定の顧客との取引のため			2	2	4
556	当業界は消費者と直接契約を行うことはほとんどないため。（BtoBがほとんど）			2	14	4
558	当社の業容に消費者との直接契約はない。			1	10	2
559	一般消費者との契約はしていない。	一般消費者との契約はない。		1	14	4
565	企業相手の営業のため直接消費者との契約はない			1	8	4
569	抵触することはないと思う。	消費者との合意のもとで「販売」をしているから		1	9	1
570	飲食店のため消費者との契約という行為がないから。	飲食店のため。	消費者保護の観点から、この消費者契約法の充実及び整備をどんどんすすめていってほしい。	1	14	1
573	支払等の表現を平易に	もともと商社で、最終消費者向けの商品（売上）が少なかった為		1	10	4
574		当社は半導体・液晶パネル等の製造設備メーカーであり、顧客層に一般消費者はいない。	当社の顧客層は電子・電機メーカーである	1	7	4
579	契約書に基づいて取引を継続している訳ではない			1	8	4
580	直接消費者と取引することがないため。	直接消費者と取引することがないため。		1	7	3
583	卸売業のため、消費者が契約対象とならない	卸売業のため、直接消費者との取引がない		1	10	4

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
586		消費者契約法に違反しているのではとの問い合わせが多くなった。悪質な業者が減る事により、健全な企業はやりやすくなった。		1	14	1
587		消費者契約法の影響を受ける様な業務をしていない。		1	11	1
589		法施行から日が経たないため		1	8	2
598		既存の契約書で充分役割を果している		1	4	3
601	直接の取引先として消費者が含まれておらず、本法の規制対象に含まれていない。また、関係会社等が消費者と締結する契約書についても、本法に照らして作成しており、現段階で改定する必要性に乏しいため。	当社の取引先は事業者に限定されており、直接の影響はなく、現実的には、消費者対応については法規制の有無にかかわらず、出来る限り対応するように心掛けているため。		1	8	3
602	顧客との取引に関する基本契約を、より対等になる内容に変更した。又、契約書の形式についても差入方式から双方交付方式に変更した。			1	11	1
604	対消費者業務なし。			1	-	4
605			わかりやすくPRしてほしい。	1	5	4
606		消費者からの質問はあるが、特に苦情が増えたとは思わない。		1	7	2
610		相談件数の増減及び内容に変化が見られない。		2	14	-
614	部品のメーカーである為。			1	6	4
618	企業間取引が中心の企業なので。			1	7	4
620	消費者と契約することは考えられないから。			1	1	4
622	不明確な表現の是正。			1	14	1
625		過去の商売上特別なトラブルは発生していない。		1	8	4
627	消費者との契約は無理な性格の取扱い商品であるため。			1	1	3
630		消費者との接点がない為。		1	-	-
631	企業向け販売の為。	企業向け販売の為。		1	14	4
632	直接消費者への販売は行わないため。	消費者ではなく企業への事業を展開しているため。		1	8	4
643	弊社製品の殆んどは大型製品であり、消費者契約法に規定される「消費者」と直接取引を行うことは極めて稀なため。	弊社製品の大半は大型製品であり、消費者契約法に規定される「消費者」と直接取引を行うことは極めて稀なため。		1	8	4

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
644		法の制定により、トラブルに発展するケースについて、消費者の救済が図られるようになったため。		2	14	-
645		消費者契約法に基づく苦情は寄せられていない。但し、顧客に対するわかりやすい説明等従来に増して労力が必要になった。		1	11	1
647	製薬会社は直接に消費者（患者）と契約を結ぶ事はないため。			1	-	3
648		問７の通り、貸金業規正法に基づく顧客対応をしている。		1	11	-
649	不特定多数の消費者を対象にした事業でないため。			1	4	4
650		まだ一般に浸透していないと思われる。		1	2	4
651	契約書の内容の改定。	従来よりｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽについては厳しく対応しており、同法により遵守すべき内容が明確化されたが、事業活動への影響は特にない。		1	11	1
652	1. 当行グループ会社のローン保証委託約款における「損害金規定」を本法第９条に基づき改定した。 2. 当行が使用する消費者ローン契約書の条項を本法の趣旨に則り改定した。 3. 「2」に合わせて、消費者ローン契約書の「用語解説集」を作成した。	従前より、消費者に対して説明義務を尽くし、誤解を招かないよう商品説明を徹底してきたため。		1	11	1
654	国土交通省を中心に鉄道事業者の運送約款の標準化を検討中である。	消費者契約法に規定された事項は、健全な事業者であれば、既に当然のこととして取り組んでいることであるため。		1	13	1
657	特に支障がなかった為。	個人の連帯保証を取りつけたとき、消費者契約法の適用を受けるため、法を意識して対応するが、将来どのような結果を招くか不明。		1	11	4
660	当社は受注生産品が主流であり、一般消費者向けの製品を扱っていないため、消費者契約法に抵触しない。	消費者契約法に抵触する業務を扱っていない。		1	6	4
661	薬事法等に則って活動している為。	事業者として直接消費者と契約をする企業ではない為。		1	4	3
664		エンドユーザーへの販売がないため。		1	4	1

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
669	該当する取引関係がない。	該当する取引関係がない。		1	4	3
672	業者間取引中心で、特に契約書（条項）の作成ない。			1	3	4
677		訪問販売であるため、消契法施行以前から訪販法（現特商法）を遵守した販売活動の実施をしていたため、特に影響はない。		1	1	5
679		食品の製造・販売業で、直接消費者との契約はない。		1	1	3
681	本件はサービス提供業務を実施する会員事業者が夫々対処する問題であり、業務団体である当方が直接取扱う事ではない。			2	14	5
685		不当競争の減少により、優良企業への信頼も増す。		1	2	4
686	ユーザーとのソフトウエア使用許諾契約書において、下記の改定を行った。 改正前　当社は、本製品の使用または使用不能から生じるいかなる損害に関して、一切責任を負わない。」 改正後　当社は、本製品の使用または使用不能から生じるいかなる損害に関して、当社の責に起すべき事由による場合を除き、一切責任を負わない。」	消費者と直接契約を締結することがほとんどないため。		1	8	3
688		当社は、事業者に対して販売する取引が主であり、かつ、消費者（個人）に対するものも一部あるが、全て事業者を経由しており直接販売することがないため。	最近、当社従業員が紳士録、講習会もしくは通信教育で被害を受けており、それら悪徳業者追放のための抜本的な取組みを行って欲しい。	1	4	3
689	当社はメーカーで、代理店制の販売を行っている。 社内でのマニュアルは無く改定するものが無い。	消費者契約法を全面に出したクレームが無い。		1	8	3
690	従来通り訪問販売法・割賦販売法の遵守で対応可能と判断した。	訪問販売法等の遵守、教育を徹底してきている為、特に影響はない。		1	3	2
694	物を売る商売ではない為。			1	10	4
695		1.消費者契約法に抵触するような販売行為は、行っていない。 ２．消費者への直販が占める売上高の比率が非常に小さい。		1	8	4
696		以前から取り組みをしていたので、信頼を得やすくなった。		1	2	1
703	消費者と契約を伴なう直接取引がないため。	直接、消費者との契約を伴なう取引はないため。		1	5	3
705	金融先物取引法・金融商品販売法の規定内容と比較した上で改定不要と判断している。	金融先物取引法・金融商品販売法において説明義務・自己責任原則が明確に規定されているため。	各業法との関係を具体的に示して欲しい。	2	11	5

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
706		消費者契約法に直接関与するケースはない。		1	9	1
707	当社製品はこの法と関係しない。			1	1	1
709	直接消費者と接点がないので。			1	10	3
713	「中古品の販売について、瑕疵担保責任を一切負わない旨」を改定。			1	6	2
718	直接の契約関係にない。	直接の契約関係にない。	Pablic Interest Disclouse Actの制度が消費者保護の視点からは有効と考える。cf BSE事件。	1	4	3
721	会社として直接は関係がない大手から部品受注生産。			1	8	4
727	不適正な売買契約が発生する業種業態ではない	不適正な売買契約が発生する業種業態ではない		1	3	3
728	お客様に「お買上げ頂いた商品について、お客様にご満足を頂けない場合、いつでもお取替えご返金いたします」ことで対応			1	10	1
729	・外商係員による訪問販売の契約について ・割賦販売の契約・説明について	すでに業態として消費者契約法の要求する事項は営業行為において概ね実施してきたから		1	9	1
730	当社の場合、直接消費者と契約を取り交わし、売買契約・販売をする事が殆ど無い為。			1	6	3
733	レンタルの際の契約約款（会員規約）の見直し。	事業の透明性が増すと共に、消費者とのトラブルが発生した際に、明確な指針となり得るため、悪質な業者や消費者が減少することが期待される。		2	10	5
734	主要な契約書は顧問弁護士のチェックを受けている。			1	14	4
736		苦情の量に変化が見られず、消費者契約法を契機とした苦情かどうか判別できない。		1	11	1
739	従来、消費者契約を締結していないため。	従来から消費者契約を行っていないため。		1	8	4
742		法律の内容は、画新的な内容を含んでいるが、これに関する具体的な判例が未だ出ていないこと、又、投機的取引、商品取引など説明を要する分野での具体的適用が未だ明らかでないことなどから影響は未知数であると判断。	具体的な適用に関するガイドラインを作成するなどして、業界の指導、消費者への救済方法の啓蒙などを徹底して欲しい。	1	4	3
744	基本的に請負であるため。			1	14	3
745		当社の顧客は代理店であるため。		1	8	4

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
747		概念的なものではあるが、事業がやりやすくなった。 通常態として、きっちり販売活動をやっていれば、逆に相対的信用度が向上する。		1	12	1
753	消費者契約は行わないため。			1	-	3
754	問７の選択肢と同じ回答になるが、一般消費者と直接取引する事がないため。	当社の事業が直接消費者と契約等を締結するものではないため。		1	1	3
755	製品が民生品ではないため。			1	5	4
757	当社ビジネスモデルと直接的関係が少ない為。	当社ビジネスモデルとの直接的影響が少ない為。		1	-	4
759		消費者契約法が通常の販売にまで及ぶと考える消費者がまだ少なく顧客から消契法での申し出はない。		1	1	2
762	建設業で、お客が一般の消費者よりゼネコンが多いため、問題にならない。			1	2	4
765	商品内容を改定。			1	11	1
766	特に抵触しそうな状況にない。	もともと不合理な契約・対応をしていない。		1	2	4
767	ほとんど代理店が販売先の為。			1	4	4
774	消費者と契約するケースはないため。			1	4	3
790	消費者を対象として契約を行っていないため。			1	14	4
794	請負契約にあたっては、四会連合協定工事請負契約約款に基づき、締結しているため。			1	2	4
800	直接的に消費者と接触することはないので消費者契約法が直接的には当社に関連がないので特別に取り組んではいない			1	6	4
802		この法律施行にあたり、特に事業が悪化したというものはない。しかしながら、問 13―3 苦情が増えた（件数ではない）を説明すると、クレームに内容がこの法律に関連するものが少し目立つようになってきたことは事実ある。 但し、消費者の方々がこの法律を意識してかどうかのクレームかはわからないので社内的に捉えているものである）	・消費者契約法に関する詳細な解説（業界別・業種別等）があれば、企業側も更に具体化された方針指導というものが徹底されるものと思われる。 施行される前に国民生活局等へ確認質問等を何回かさせて頂いたが、明確な回答は一つも得られないという状況から上記コメントをさせて頂いた）	1	2	1
803	必要がない。			1	4	4

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
804	業務の性質上、行う必要性を感じなかったため。			1	14	1
808		契約書が発生する販売はしていない。		1	9	1
810	直接販売することが無い。			1	2	3
814	契約条項の改定は行っていないし、改定の予定もない。			1	7	5
815			住宅では品確法があるので。	1	2	1
816	わかりやすい条文に変更した。法律用語の使用を減らした。			1	2	1
820	一般消費者向の商品ではなく、プラント設備品のため、各契約度に行うため。			2	8	4
822	取引規定内容のうち当社が故意または重過失による場合の免責事項を緩和した。			1	11	1
826	当社自体は消費者と契約を行う事業を行っていないが、そのような業務を委託されるので、委託先に対し、正確な状況を説明するために、内容については十分吟味し、社内に周知した。	もともと違法性がありそうな場合は指導・改善がなければ受託していない。		1	14	4
831	契約書は自社独自のものでなく、業界団体で作られている標準を使用しているため。	斯業界では、他の法律によってすでに（消費者保護のための）十分な対応がとられているため。		1	2	4
834	直接的に関連がないため。			1	11	1
836			罰則がないため効果に疑問。	1	2	1
839		従来から、ユーザーにとってわかりやすい事業活動を心掛けている。		1	12	1
840	当協会の契約書は、業界（会社）との契約であり、消費者とは直接締結を行わない。	主旨は理解し、実際に悪質な事業者も存在することは事実だが、今回の契約を悪用する消費者・ゴネ得も横行する危険が多分にある。		2	13	5
841	当会でかかる契約約款・モデル契約をもっていないため。但し、会員と依頼者との嘱託契約モデルの作成等は考えている。	当会、当会に属する各単位司法書士会及びこの会員に対し、事件を嘱託することや、その相談ではあるが、会員との関係で、かかる問題が生じることはほとんどなかった。但し、現在は紛議調停制度を設けることとした。		2	14	-
844	個人消費者との契約はない。			1	4	4
847		注文生産を行っており、ユーザーの指示による出荷。		1	8	4

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
848	当面、直接関係しないと判断した。	従来このような関連事項が発生しなかった。	これからの研究課題である。	1	14	1
849	抵触する恐れがないため。	消費者保護の立場から。		1	14	3
850	消費者とのリース契約は極めて稀なため。	消費者とのリース契約は極めて稀なため。		2	14	5
854		直接消費者向商品を販売していない。		1	-	-
859	契約条項そのものが存在しない。			1	9	1
869	企業相手の製造・販売で直接消費者との関連はない。	中間体の製造・販売なので、消費者に関する情報がない。		1	4	4
871		悪質な事業者が増えた・減ったに関する調査データがないが、願望をこめた印象である。	消費者の契約時の自己責任について、広報・啓蒙活動の強化を希望する。	1	8	3
873		取扱商品（輸入出版物）の性質上、消費者に大きな損害を与える、又は危険を及ぼすことが無い。		1	10	1
875	個人のお客様を相手にするケースが少ないから。	個人のお客様を相手にするケースが少ないから。		1	14	3
879	直接消費者への販売は関係ない。			1	3	4
880		消費者と契約する事があまりない		1	14	1
884	一般消費者への直接契約は無い為。			1	14	4
886	消費者契約が発生しない。			1	4	4
900	事業計画書へ明記。			1	2	1
902		従来から対応には気をつけていた為。		1	14	1
904		但し、消費者契約法により、悪質な事業者ではなく、悪質（かしこい？）な消費者は有利になったのではないか。	消費者契約法は、あまりにも一般論として議論されているように思う。	2	2	-
913			契約意識への消費者啓蒙・教育が必要。契約自己責任意識が希薄である。	2	6	-
917		業界ルールにより、従来から対応済であり、特に大きな影響はない。		1	2	4
918		卸売業故、消費者との直接取引がほとんど無い。		1	10	4
926	平成６年全外協自主ルール策定、平成10年10月　訪販法改正（現特定商取引法）東京都条例等により当協会加盟事業者は、ルールに沿った対応・運営を行っており、当面その必要性がないと思われるため。			2	14	1

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
935		消費者の意識が向上したことと、法律によって保護されることができるようになったため。		1	4	3
938	一般者対象の物販はなく、対象外と考えている			1	14	3
941		基本的には、従前より、不適切な行為に該当するような営業活動を行っておらず、従って事業への影響は特にないが、本立法を契機に社内周知し再確認した。		1	11	1
944	店頭小売販売がほとんどで、契約を結ぶ販売が無いため			1	9	1
950	消費者契約を使用しないため	消費者契約を使用しないため		1	8	4
951	「・・・一切責任を負いません」等の文言の検討。 　検討段階で発見された為修正した。）	消費者と直接取引をする機会は少なく、また日頃からカタログ等の表現には注意しているので。		1	5	2
955	消費者との契約はないから	法令の施行で、ただちにトラブル件数が減るかどうかわからない。		1	5	4
959	全銀協から出された消費者ローン契約書の 参考例」をベースに改訂			1	11	1
960	会社方針として、取扱い商品の特性 食料品）から、食べ終わった時を販売の終了と位置付け、苦情又は申し出があればいつでも返品又は返金をすることを実施している。			1	9	1
961		苦情等の増減がないため		2	14	-
963	消費者 個人）向けへの直接販売を行っていない			1	10	4
967		企業相手の為、必ず取引基本契約書他を取りかわす為。		1	-	4
969	現状において、弊社の事業形態において抵触する恐れはないと判断している	弊社の事業形態においては影響は少ないと判断している		1	8	3
972	一般消費者と直接契約を結ぶ事がないため。			1	6	4
974	基本的な考え方として、要望があれば、著しく理不尽な要求でない限り受け入れるので、法の制約よりゆるくしている。改正しなければならないつくり方をもともとしていない。	契約条項について点検を行ったが、改訂の必要はなかった。		1	10	1
975	銀行取引約定書等各種契約書の改定を行った。 　免責条項の見直し）			1	11	1

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
976	取扱説明書や商品説明パンフレットの内容チェックを商品企画部門を中心に社内徹底に努めた。	弊社取扱い商品は消費者契約法の影響を受けにくいと考えている。		1	3	3
977		法律の施行後、社内において特に影響は聞いていないため。		1	12	1
979	仕様に基づいて契約を行う請負にあてはまらない。			1	2	1
983	消費者契約を締結する業務は行っていない。			1	14	5
984		消費者相手の取引が多くはないため。従前も消費者に対し不当な取引は行っていないため。		1	8	4
988	銀行取引約定書を差入方式から、総務契約方式に変更等。	消費者契約法に規定された内容の大部分は、施行以前から注意を払っていた事柄なので。		1	11	1
989	企業相手の取引の為。			1	10	4
990	民間工事としては民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款を使用している。			1	2	5
994	もともと消費契約がない。			1	14	1
996	当社の顧客は法人であり、消費者相手に販売等は行っていないため。但し、事業性個人など紛らわしいケースもあるため、割賦法なども含め、社内に周知を図るよう努めている。			1	11	4
997	引越の見積書の様式を全面改正した。			2	13	1
998		消費者との直接取引の額が少ない。本法成立により影響を受ける契約条件はなかった。		1	10	5
1004		消費者対象商品ではない。		1	4	4
1009	実際に事業への影響となると、現時点ではわからないと答えるべきだが、従来より法令厳守については厳しく対応している業種であり、事前の準備などでさらに厳しく対応することを徹底したことで、やや消極的にならざるを得ない。消費者への理解度を高める一層の努力をお願いしたい			1	11	5
1010	現段階において、当社にとっての必要性がないから。			1	9	1
1011	当社とは、あまり関係がないと思われる為。			1	1	5

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
1012	従来から、書籍などから、抵触のおそれのある内容にならないように気を付けている。	消費者に無理と思われる契約や、取引は行わないようにしている。	自分が個の消費者として取引をし、不満・不快・不利と感じる事は他人も同じとの考えで、「消費者」に対応しなければならない。 「組織の中の自分ではなく、一人の人間として」	1	1	2
1015		相談窓口状況が、以前とほとんど変らない為。		1	12	1
1016	弊社の商品は最終消費者に直接販売されることはない。	適用対象となる商品はない。		1	8	4
1017	・当社の消費者契約の内容に、消費者契約法上無効となるおそれのある条項が見当らなかったため。	当社は従前より、お客様本位の適法・適正な事業運営を行っているため。		1	12	1
1019	対象となるものがない。	対象となるものがない。		1	10	5
1024	消費者契約に適用する約款は、鉄道営業法、鉄道運輸規定等から逸脱しない範囲で定めており、消費者契約法の規定に優先してそれらの法令が適用されていると認識しているから。	消費から同法に基づく旨の苦情等が寄せられた実績がないから。		1	11	1
1031		子会社を国内総販売代理店としており、当社が直接消費者と契約を締結することが稀であるため。		1	7	2
1037		共通約款の継続普及策のため。		2	2	-
1039	法人契約がほとんどであるため。	法人契約がほとんどであるため。		1	5	4
1040		当社は一般消費者との直接の関連が発生しないので判りかねる。		1	10	4
1041	卸で、直接小売を行っていない。			1	10	3
1042	消費者契約に類するものがほとんどない。			1	14	4
1043	消費者契約がないため。	事業として消費者を対象とする取引を行わない為。		1	10	4
1046	注意喚起が必要な部分については、読み易くかつ目に触れるようにした。			2	9	-
1050	当社は卸業であり、消費者を直接の取引相手としていない。	当社は卸業であり、消費者契約法の適用を受ける事業を行っていない。		1	10	4
1053		消費者に対する不実の告知や重要事実の故意の不告知、また消費者の利益を不当に害する契約など消費者契約法に反する行為は元々行っていなく、事業運営上の影響が見られなかったため。		1	13	2
1056	基本的に消費者契約はない。	基本的に消費者契約がないため。		1	4	3

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
1062	消費者とダイレクトに商取引を行うビジネスはほとんど無い為。	基本的に従来から消費者の立場に立って事業を継続してきている。		1	5	3
1063	銀行取引約定書・各種契約書を見直し、顧客に不利益となる項目を改定。	契約が取消しとなるような、不適切な勧誘、重要な事項に関しこの不適切な説明等は、従来より行っておらず、又、苦情もないことから、特に影響はない。		1	11	1
1075	契約書に基づく販売は行っていない。			1	9	1
1077	当社約款は、合法的であると判断したため	お客さまとの取引約款は従来どおりのため、特に影響はないと考える。		1	12	1
1080		消費者契約法の施行にかかわらず、不適切な勧誘や不当な契約条項は定めておらず、実際にも、その時々に対応しているため		1	14	1
1082		放送事業は消費者と直接的な契約関係になるケースが少ないから		1	14	5
1085		個人消費者との取引が少数である為		1	14	1
1089		建設業は製造業と異なり、影響はうすい。		2	2	-
1091		最終消費者を直接の相手方とした事業を行っていないため		1	7	4
1092	消費者と契約を締結することが無いため	消費者と契約を締結することが無いため		1	10	1
1094	消費者契約法施行時は該当する消費者契約がなかった。その後の新規契約については同法の観点から問題とならないよう配慮している。	消費者契約法の適用を受ける契約締結の機会は少なく、事業に与える影響は少ない。		1	1	3
1095	当社書式の消費者契約が存在しないため	消費者を取引の相手方とする事業がないため		1	5	4
1096			学校教育で消費者契約に関する内容を教えるべき。	1	11	1
1101		以前より個々の問題について対応しており、それを今後も継続していく事で、影響ないと考える		1	5	3
1102	申込用紙の様式を変更し、明確なものにした	従前より、契約に関し重要性の高い業種であったため、顧客への対応を徹底することにより、今のところ影響はない		1	11	1
1109	消費者契約法の当社認識不足			1	8	4

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
1111	消費財メーカーであるが、直接的に消費者へ販売することはインターネット通販に限られ、その担当者への周知徹底を行い、ウェブサイト上の表現を検証した。			1	1	3
1112		当社は直接的に消費者とつながりが無い為		1	6	4
1113	消費者との直接関連なし	消費者との直接関連なし		1	13	4
1114	直接消費者に販売することは、殆どない為	世間的に周知されているか疑問		1	8	4
1117	直接消費者への販売はない			1	3	3
1121	対象となるような事業（個人消費者向事業）を行っていない。	対象となる事業がない。		1	14	4
1123	当社は消費者と直接契約するケースがほとんどないため	当社の事業に消費者契約法は関連しない。		1	6	4
1127		当業界は保険業法の消費者（契約者）対応レベルが高く、特に対応は変らない。		1	11	2
1135	卸売業のため	小売業ではないので		1	10	4
1139	消費者を直接の対象とした約款等はないため			1	8	4
1142	・遅延損害金を１４.６％以下に改定。 ・お客様控の文字を大きくし読みやすく改定。 ・契約内容について理解しにくいと思われる部分を改定。			1	-	1
1150		事業者もユーザーも契約についての認識度が高まった。責任範囲、権利、義務等が明確になった。		1	4	4
1155		扱っている商品が個人向けの一般消費財ではないため		1	6	4
1156	違約金について定める条項等について改定を実施。			1	12	1
1158		消費者との契約が殆どないため		1	14	5
1165	当業界は、「商品投資に係る事業の規制に関する法律」（商品ファンド法）で行為規制が行われており、消費者契約法による規制に基づく契約事項については、すでに規制がなされている為			2	11	5
1168	消費者契約の対象となる契約そのものが存在しない。			1	8	5

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
1170	当社は製造業であり、消費者契約の締結を必要とする事業を行っていない	当社は製造業でもあり、直接の影響はない。消費者に資するため、従来より製品に関する情報等の提供は積極的に行っており、消費者相談窓口を設置して問い合わせに応対するなどの施策を行っている。		1	7	2
1173	直接消費者との契約が存在しない。	直接消費者との契約が無い。		1	3	3
1175	消費者契約を締結することがほとんどないため			1	8	4
1177	取扱商品が法人向けであるため			1	5	4
1180		営業分野が直接消費者と接しない分野であるため		1	2	4
1182	無条件返品制度を導入しているため			1	9	1
1183	当社が一般的なスーパーマーケットの販売形態のため	当社が一般的なスーパーマーケットの販売形態のため		1	9	1
1184	特商法の書面交付義務への遵守を徹底しているため特に必要は感じない	消契法を正しく理解すればするほど実効性はあまりないと感じられ「影響はない」ということになるが、イメージでとらえると何やら大変な法律だとして販売活動に際して萎縮してしまう場合もあると考えられる		2	10	1
1186	会社の業務内容が、企業相手の営業であり、直接消費者との関連はないため。	会社の業務内容が、企業相手の営業であり、直接消費者との関連はないため。		1	10	4
1192		消費者と直接契約上でかかわることが希少な事業であり、影響は未知数。		1	7	4
1194	当社の商形態はあまり関係がない。	当社の商形態はあまり関係がない。		1	3	3
1201			当社の（現在の）ビジネスでは、一般消費者がクライアントになる場面はほとんどなくアンケートに答えずらい点がある。	1	14	4
1203	直接消費者と契約するケースが少なく、契約書改定の必要がなかった。			1	5	3
1204	消費者に一方的に、不当・不利益な契約条項が販売商品について見当らない。	クーリング・オフでもPL法でも救済されなかった契約について、困惑行為から６ヶ月・契約から５年の救済期間がある。		1	9	1

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
1209	商品やサービスの内容を理解頂いたうえで約定（売買の契約）することとを徹底している。	近い将来、悪質な事業者が淘汰され、業界の信用が高まり、事業者が拡充することを期待している。		1	11	1
1210		個別業法で私法上の強行規定を含む宅建業法の規定は既にポピュラーに認識されていたところ、ほぼ同内容の民事ルールを宅建業者以外の事業者にあてはめれば良いということで事業者・消費者の理解を求め易い環境にある。		1	14	5
1217	消費者にお渡しする重要事項が記載されている冊子（数種類）の見直し・改定を行った。	当社では、同法が施行される以前より消費者保護の観点に立った経営を行っているので特に影響はないと考えている。		1	14	1
1222	容器メーカーであり、ユーザーに納品して中味が入り消費者販売されるため、ユーザー経由の話となる。	一般的な捉え方として、消費者保護が進んだのではないかと感じている。		1	8	4
1223	事業者との取引のみ行っており、消費者契約が存在しないため。	現時点では消費者契約を伴う事業が当社には無いため。		1	10	4
1224	当社では、消費者契約法の施行に該当する事業を行っておらず、直接的な対策は必要としないので、当社の経営理念に基づいてアンケートに返答している。			1	10	1
1226		悪質な事業者が減少すると思われるため。		1	14	2
1227	消費者契約の対象としている項目がない。	影響を受けることがほとんどないため。		1	13	4
1229		インターネットサービスの利用料金について「理由のいかんを問わず返金しない」としていた規定をやめた。		1	12	1
1230		契約を依頼する消費者が、消費者契約法について理解を深める事により、必然的にそうなっていく。		1	8	1
1235	銀行取引約定書の改定。ローン契約書類の見直し。	消費者契約法に抵触するような事業がないため。		1	11	1
1237	現在は法人向け取引のみで個人の消費者向け取引がないため。	現在は法人向け取引のみで個人の消費者向け取引がないため。		1	5	4

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
1238	当会は総合経済団体であり、消費者契約を行わないため。ただし、会員である事業者や事業者団体に対しては、消費者契約法施行を機に、消費契約を見直すよう働きかけを行った。	現段階で事業者にある程度のコスト負担があるのは確かだが、事業者の対応の内容は各社各様であり、一概にコスト負担の程度について結論づけることはできない。一方、消費者契約法施行を機に消費者の信頼を勝ち取る営業戦略の一環としての対応を進める企業や事業者団体も見られる。	・消費者の自由な選択を基礎とした公正で自由な競争が行われる市場の実現のため、より一層の規制緩和を推進すべきである。 ・各省庁による消費者行政には重複が見られるので整理統合すべきである。 ・社会経済の変化に対応し、随時契約法の見直しを行うとともに、事後救済の実効性確保の観点から司法制度改革を推進すべきである。	2	14	5
1240	総合商社であり、直接一般消費者と契約する機会が少ない為。	総合商社であり、直接一般消費者と契約する機会が少ない為。		1	10	4
1245	直ちに、消費者契約法に抵触する内容ではなかったため。	今後の判例の動向による。		2	11	1
1246	消費者へ直接販売は行っていないため。			1	6	4
1249	Ｂ２Ｃ取引を行っていないため。	弊社ではＢ２Ｃ取引を実施していないため。		1	5	4
1252		消費者と直接しかも繰り返し接する事業であり、消費者契約法の存否にかかわらず、消費者に不利益な扱いは少ないため。		1	13	1
1253		顧客から消費者契約法に関して、意見等を頂いた事がない。また、マスメディア等でも消費者契約法のことが取り上げられているのを、法施行後見た事がない。		1	11	1
1254	対事業主（ex問屋・小売業）に商品を売渡す場合は別にして、百貨店等の店頭で販売する形態を主にとっており、消費者と「契約書」を取り交わす場面がない。しかし、一部通信販売を行っており（これも「契約書」など無く、申込書のレベル）点検中である。			1	1	3
1257		以前よりこの点については考慮していた為。		1	2	1
1261	事業活動において、消費者と契約することはない。	事業活動において、直接消費者と契約することはない。		1	5	4
1265	外商お客様口座およびクレジットカード会員規約、文化サロン会員規約、駐車場で発行する駐車券の記載事項等。	苦情が増えることを想定していたが、消費者契約法そのものを根拠とした苦情は発生していない。		1	9	1

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
1267	消費者向けサービス、商品の取扱いがほとんどない			1	10	4
1268	該当する事象がない為。	売り上げが減った。	直接消費者契約はない。	-	14	5
1270	企業相手の契約のみであり、消費者との契約は全くないので、消費者契約法は当社と無関係だから。		当社は消費者契約には無関係である。	1	8	4
1272	宅建業法のしばりがあることから。（当社営業に関して）	宅建業法のしばりがあることから。（当社営業に関して）		1	14	1
1274		弊社の事業でこの法律が大きくかかわることが少ない又実際現状では影響ない。しかし一般的にはこれからインターネット販売等新しい取引に対してどこまでアミがかけられるか不明。		1	9	1
1276	該当する業務がほとんどないため。			1	13	5
1278	改定不明（詳細が把握されていない）	改定不明（詳細が把握されていない）		1	8	4
1279	医家向医療品の製造販売の為、一般消費者との直接取引は行っていない。			1	8	4
1281	一般消費者向けビジネスを行っていないため。			1	14	4
1287	デジカメのソフトウエアの使用許諾契約において、ソフトウエアに関し一切の責任を負わないことと記載していたが、現在は瑕疵担保責任のみ負わない旨に修正している。（経済企画庁の解釈に準拠）			1	7	3
1290			一企業として消費者を保護すべきとの立場にあるが、一方では、消費者としての立場で悪意を持って接する方への対応が必要であり、企業の立場も理解して欲しい。	1	13	1
1292	ＪＲに運送規約は附合契約であり、契約内容である運送約款を広く客に知らせており、通常の消費者であれば内容誤認の恐れはない。また、契約締結に際し、係員が詐欺・強要を行うことは考えられない。			1	13	5
1294	消費者と直接契約を締結することがないため。	消費者と直接契約を締結することがないため。	消費者を誤認させる行為等を規制していくというのではなく、消費者が適正な選択をなすため必要な情報をいかにして事業者に提供させるかというｽｷﾙが必要だと思う。	1	1	3

№	問９	問１３	Ⅳその他	事業者／団体	業種	販売形態
1296	取引上で消費者との関連性はない。	取引上で消費者との関連性はない。		1	3	4
1300		以前から消費者契約法の趣旨に合致する形で業務を遂行していたため。		1	13	5
1306	法律に該当するような直接取引を行っていない。			1	8	3
1308	受注産業の一員であることから、契約書は発注者である客先書式であり、当社が工事請負契約書を客先に提示する場合が顕在化しないことから、実施しないはず。実施の予定も無い。	企業相手の営業しかない。	当企業としては当該法令により保護を受けるべき立場（消費者）に位置する為、法令の整備・グレードアップは強く望むところである。	1	2	4
1310	消費財を扱っていない為（生産財のみの製造）。	詳細不明の為。		1	7	4
1314	一般消費者向けの製品がない。	一般消費者向けの製品がない。		1	5	4
1315	・各種約款の中に、消費者契約法に抵触する恐れのある規定は見受けられない。 ・金融商品販売法への対応もあり、重要事項の説明および説明資料の充実に重点を置いている。	昨年４月施行の金融商品販売法への対応もあり、お客様への重要事項（リスク等）説明を徹底して行っている。特に、昨年４月をはさんで目立って変化はない。	消費者契約法などの制度上の消費者保護の推進に加え、紛争処理体制の拡充（行政・事業者団体など）や悪質事例の公表、一般への注意喚起にも力を入れて欲しい。	1	11	1